

# 上山市消費生活センターだより

令和3年12月発行

**簡単に高額収入は得られません！**

**情報商材のトラブルに注意してください！！**

SNS や副業サイト等で、「誰でも簡単に儲かる」「すぐに高額収入が得られる」という広告を見て、高額の情報商材を購入したが、全く儲からないといった相談が増えています。



\* 情報商材とは…副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して、インターネット等で販売されている情報の事。PDF 形式等の電子媒体で取引される事が多いですが、事業者によっては USB や DVD、書籍などに加工して契約者に送付する場合があります。



\* 広告等をきっかけに、簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が寄せられています。

\* 情報商材をきっかけにソフトウェアやコンサルティング等を契約させられるケースもあるので注意が必要です。

\* 簡単に高額収入を得られる事はありません。情報商材は契約前に内容を確認する事が出来ないので安易に契約しない様にしましょう。

## ☑ 消費生活センターってどんなところ？

消費者と事業者との間で起きたトラブルの解決のために、助言やあっせんを行なっています。

また、消費者トラブル防止のための出前講座も実施しています。事業者とのトラブルで困った際はいつでも気軽にご相談ください。



\*原則として、ご本人からご相談ください。

(トラブルに遭った方ご本人が、認知症や病気等で相談することが難しい場合は、介護や見守りをしている方からの相談も受け付けます)

\*ご相談の際は、契約内容が分かる資料(契約書・領収書等)をご準備頂くと、問題点の把握や助言をする際に参考になります。

\*消費生活センターでは受け付けられない相談もあります。一例を記載いたしますのでご確認ください。



### お受けできない相談例

\*事業者からの相談…消費生活センターは消費者からの相談を受け付ける窓口です。事業者から相談があった際は、事業者向けの相談窓口をご案内しています。

\*個人間取引の相談…消費生活センターは消費者・事業者間で起きたトラブルについて助言を行なっています。個人間での売買契約や金銭貸借等については助言する事が出来ないのをご了承ください。

**消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、**

**消費者ホットライン ☎188 (いやや!) または、**

**上山市消費生活センターへご相談ください!!**



【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内

☎023-672-1111 内線 115